

岡崎市瓦屋根耐風対策事業費補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う場合に、予算の範囲内において岡崎市瓦屋根耐風対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)を交付することにより、災害に強いまちづくりを促進することを目的とする。
- 2 前項に規定する本補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅

現に居住の用に供するものをいう。ただし、店舗等の用途を兼ねる場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。

(2) 一団の土地

同一の用途に供されている敷地をいう。

(3) 瓦屋根診断

かわらぶき技能士(1級又は2級)、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の(以下「告示基準」という。)への適合を確認するために行う瓦屋根の診断をいう。

(4) 瓦屋根改修

瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない屋根に対し、全面を告示基準に適合させるために行う工事をいう。ただし、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものは、瓦屋根診断を必要としない。

(補助の対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、法人を除く次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者。

ア 住宅の所有者。

イ 住宅に居住する者で所有者の同意を得られた者。

ウ アと同等の権利を有する者。

(2) 市税を滞納していない者。

(3) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下この条において「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者。

(4) 本補助金の交付を受けようとする事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が

交付されることがない者。

(補助の対象となる住宅)

第4条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、岡崎市内に所在する次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 屋根材が瓦であり令和3年12月31日までに葺いたものであること。
- (2) 建築基準法の規定に著しく違反していないこと。
- (3) 当該住宅が所在する一団の土地内の建物に対して、過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 本補助金の交付を受けようとする事業に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付される対象となっていないこと。

(補助の対象事業)

第5条 本補助金の対象事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象住宅の瓦屋根診断
- (2) 補助対象住宅の告示基準に適合しない屋根の瓦屋根改修

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による事前相談書を岡崎市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する事前相談書は、補助金交付申請をする日より前に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、様式第2号による補助金交付申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金交付申請書は、補助事業を実施する年度の12月28日(12月28日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。
- 3 申請者は、岡崎市が次の各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。
 - (1) 土地区画整理事業区域
 - (2) 都市計画施設区域

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条に規定する補助金交付申請があった場合は、その内容を審査の上、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第3号による補助金交付決定通知書
により申請者に通知する。(通知を受けた申請者を以下「交付決定者」という。)
- 2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助
金の交付について条件を付することができる。

(地位の承継)

- 第10条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により、第三者に地位
を承継する場合において、交付決定者の承継人(以下「承継人」という。)が交付決定の
あった内容で補助事業を実施する意思があるときは、様式第4号による承継届に別に定
める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合、承継人について第3
条第1項(第1号を除く。)の規定を適用する。
- 2 前項に規定する承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第13条第2項に
規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 交付決定者は、同条第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡又は担保
に供してはならない。

(補助金の変更承認申請及び承認)

- 第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決
定額に変更を生じる場合は、様式第5号による補助事業変更承認申請書に別に定める書
類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない
場合は、様式第7号による変更届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければ
ならない。
- 2 交付決定者は、完了予定日から起算して20日を経過する日までに補助事業を完了でき
ない場合は、当該期日までに様式第8号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を
受けなければならない。
- 3 同条第1項に規定する補助事業変更承認申請書又は変更届は、補助事業の変更内容に
着手する日の前日までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の変更承認)

- 第12条 市長は、前条第1項に規定する補助金変更承認申請書の提出があった場合は、そ
の内容を審査の上、適当と認めるときは、交付決定額の変更を承認し、様式6号による
補助金変更承認通知書により申請者に通知する。
- 2 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助
金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の廃止及び中止)

- 第13条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難になり廃止及び中止をしようとする場合は、
様式第9号による廃止(中止)届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければな
らない。
- 2 前項に規定する廃止(中止)届は、補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起

算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第9条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日と補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までに提出しなければならない。

(完了実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、様式第10号による完了実績報告書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第9条第1項に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月の第1金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条に規定する完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要がある場合は現場を検査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、様式第11号による補助金確定通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第16条 前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた交付決定者(以下、「確定通知者」という。)は、様式第12号による補助金支払請求書に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金支払請求書は、前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた日から起算して30日以内かつ通知を受けた日の属する年度の3月末日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

3 市長は、同条第1項に規定する補助金支払請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付する。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定者及び確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件及びこの要綱に違反したとき。
- (3) 第3条第1項第3号に該当していないことが判明したとき。
- (4) 第10条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する承継届が提出されなかったとき。
- (5) 第11条第3項に規定する日までに、同条第1項に規定する補助金変更承認申請書又は変更届が提出されなかったとき。
- (6) 第13条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する廃止(中止)届が提出されなかったとき。

- (7) 第14条第2項に規定する日までに、同条第1項に規定する完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (8) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。
- (9) 補助金の運用及び補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (10) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (11) 葺き替え後の屋根が告示基準に適合していない場合。
- (12) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第18条 市長は、申請者に対して補助事業を適切に実施させるため必要な指示をし、その報告を求めること及び調査をすることができる。

(書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間以内に市長の承認なく補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が認める期間を経過した場合はこの限りではない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
瓦屋根診断	補助対象者が行う補助対象住宅の瓦屋根診断に要する経費。	左欄の経費に3分の2を乗じて得た額かつ1棟あたり上限2万1千円
瓦屋根改修	補助対象者が行う補助対象住宅の瓦屋根改修に要する経費。ただし、2万4千円に屋根面積(m ²)を乗じた額を限度とする。	左欄の経費に100分の23を乗じて得た額かつ上限55万2千円